

府中町 日本共産党のつどい

9月議会と 私たちの暮らし



大平よしのぶ



府中町議会議員 ふたみ伸吾

児童生徒の不登校について

2025年9月8日 府中町議会

二見伸吾 一般質問

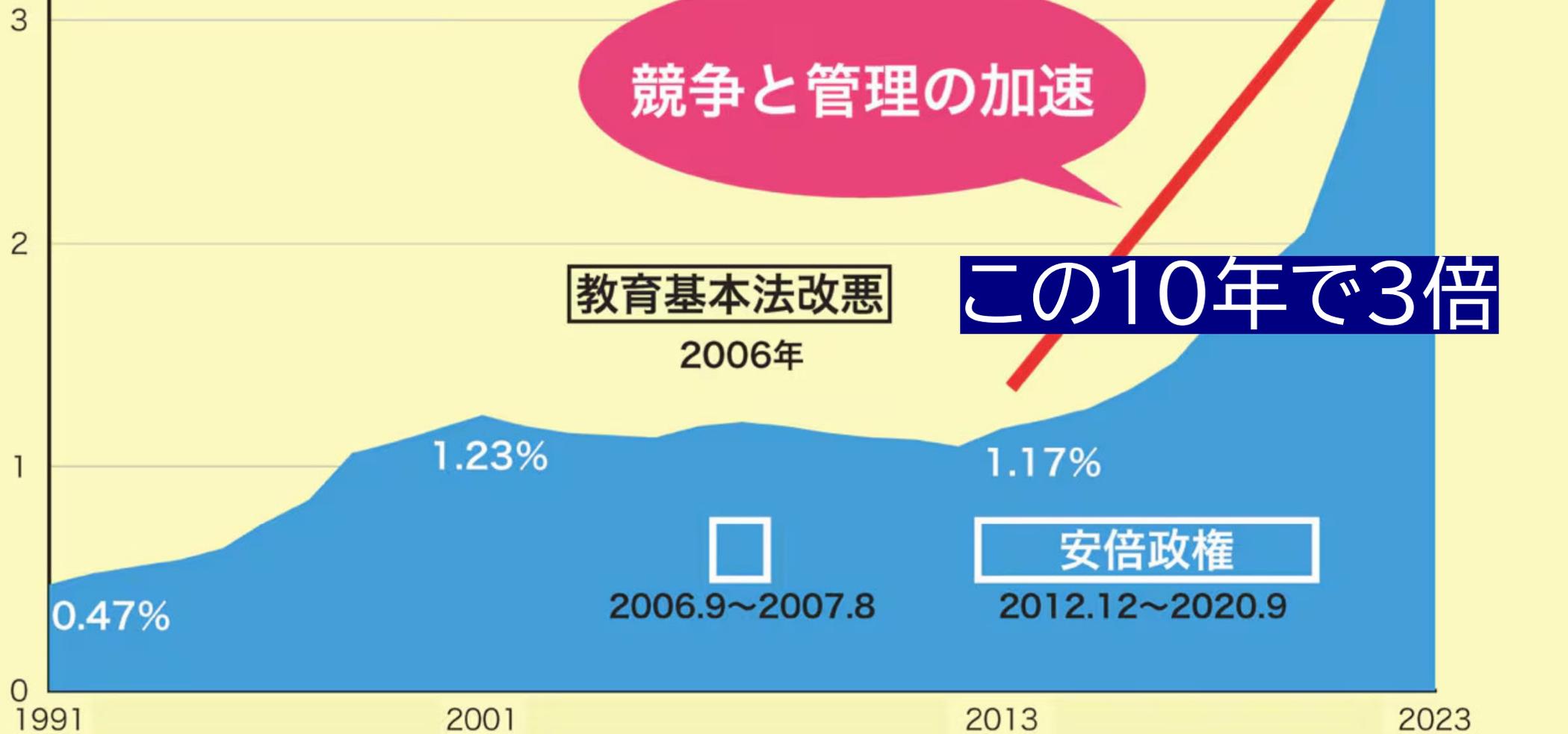


1. 不登校の実態
2. 国の不登校対策
3. 不登校はなぜ増えた
子どもたちを取り巻く4つの変化
 - (1) 忙しすぎる学校
 - (2) 全国学力テストによる競争の激化
 - (3) 教員の多忙化
 - (4) 「規律」で押さえつける
4. 不登校と「心の傷」

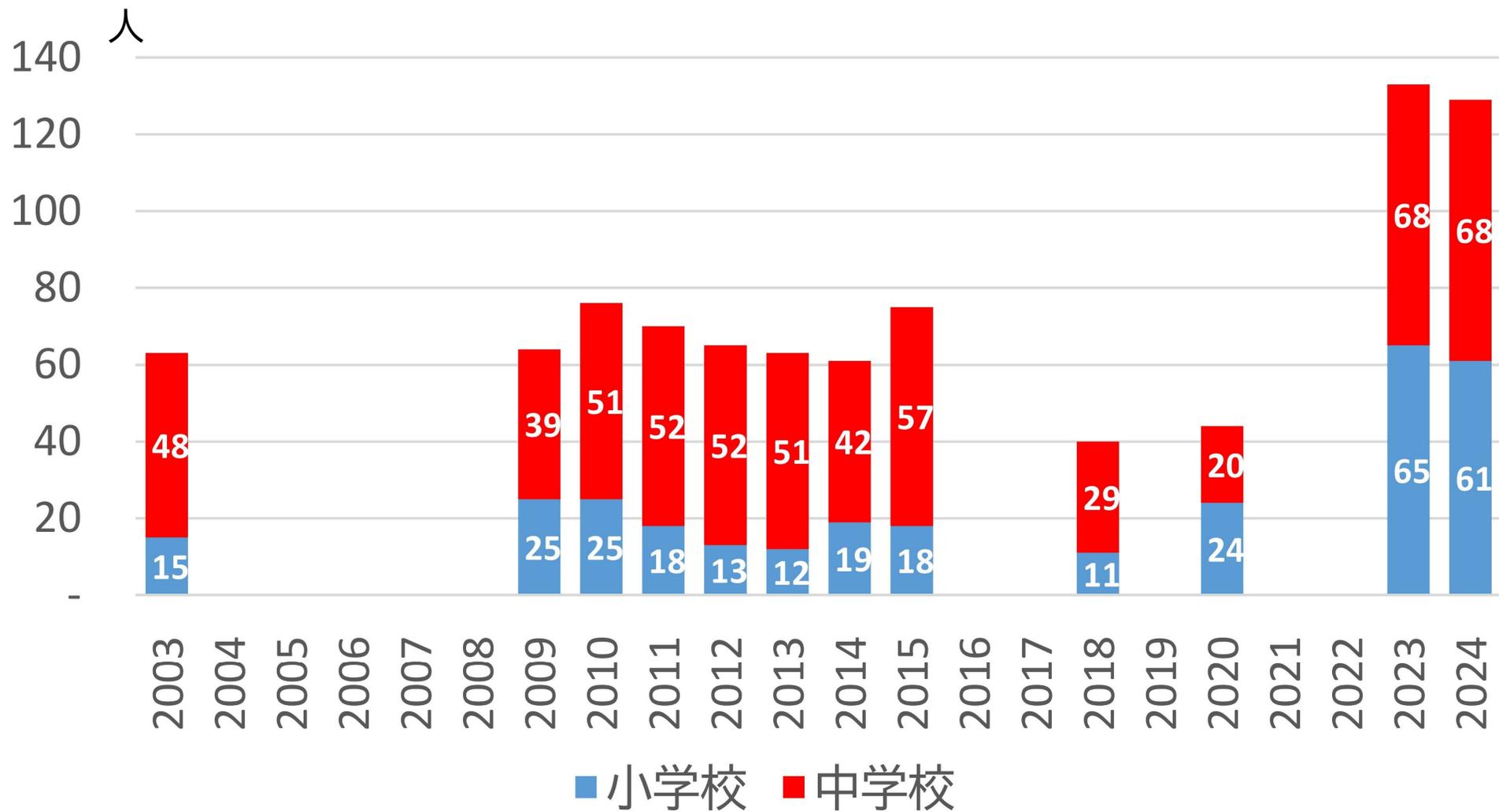


不登校の実態

小中学生の不登校の割合 (%)



府中町 児童生徒の不登校 推移





国の不登校対策

2016年 教育機会確保法 制定

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

- ◆ 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、
個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- ◆ 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、
学校における環境の整備が図られるようにすること。

2023年 文部科学省

教育機会確保法※の基本的な考え方をお伝えします!

不登校児童生徒等への支援についての法律 「教育機会確保法」 って何?

この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

- 不登校の子供たちへの支援
- 義務教育未修了者等が学べる夜間中学を設置



学校以外の
学びの場って?



どんな支援が
あるの?



どんな法律なの?



教育機会確保法※の基本理念や考え方を紹介!

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月14日公布)
 また、平成29年3月31日には、教育機会確保法の基本指針を定めて公表するとともに、令和元年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省初等中等教育局長通知)を発出しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえたポイントをまとめたものです。

8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、より良い学校づくりを行うことを目指します。
 また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。



4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。(裏面参照)



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、夜間中学の設置促進を図ります。



8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、夜間中学の充実を図ります。



関係する通知など

- が不登校児童生徒に対する関係通知等、▲が夜間中学に関する通知等になっています。
- ▲「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」(平成28年12月22日)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)
- ▲夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)」(令和4年6月1日)
- ▲「夜間中学広報ポスター・広報フライヤーの活用について(依頼)」(令和4年6月17日)
- ▲「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)」(令和5年3月30日)

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」(令和5年3月31日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(プラン本体)」(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について(事務連絡)」(令和5年7月31日)
- 「不登校特例校の名称変更について(通知)」(令和5年8月31日)

夜間中学
 広報資料



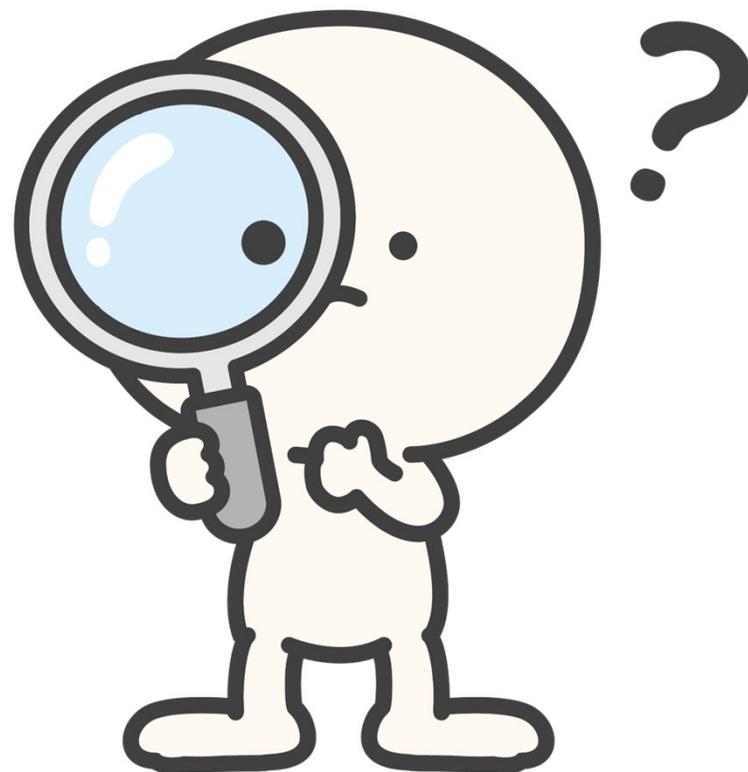
不登校
 関係資料



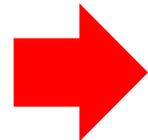
しかし！

「教育機会確保法」ができて10年
不登校の児童生徒は
減るところか増えている

それはなぜ？



- ◆ 基本理念やポイントと異なる要素が「教育機会確保法」にあり、
- ◆ その方向での取り組みが学校でなされているのではないか？

 3つの問題点

問題点① 不登校の児童生徒の捉え方

不登校児童生徒…相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。（「教育機会確保法」第2条第3項）

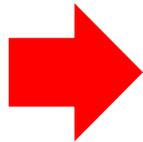
「就学が困難な状況」 文科省の考え方

病気または経済的な理由を除く

「何らかの①心理的、②情緒的、③身体的

若しくは④社会的要因又は背景によって、

児童生徒が出席しない又はすることができない状況」



①～③は本人の問題。個人的事情

問題点② 不登校への対応

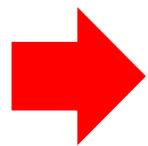
不登校児童生徒の「学習活動の状況」を継続的に把握することを国や自治体に求める

（「教育機会確保法」第12条）

不登校児童生徒に対して「勉強していますか？何をどのくらいやっていますか」と電話したり訪問することが先生に義務づけられている→教育委員会に報告

問題点③ 休養について

第13条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な**学習活動の重要性に鑑み**、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該**不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう**、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。



学習がメインで休養は付け足し

不登校児童生徒への支援は、
「学校に登校する」という結果のみを目標にする
のではない、
不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の
積極的な意味を持つことがある
という大変重要な見地が後景に



不登校は なぜ増えたのか

子どもたちを取り巻く4つの変化

① 忙しすぎる学校

年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
1947	770	840	875	980~1050	1050~1190	1050~1190	5565~5915
1951	870	870	970	970	1050	1050	5780
1958	816	875	945	1015	1085	1085	5821 (↑)
1968	816	875	945	1015	1085	1085	5821 (→)
1977	850	910	980	1015	1015	1015	5785 (↓)
1989	850	910	980	1015	1015	1015	5785 (→)
1998	782	840	910	945	945	945	5367 (↓)
2008	850	910	945	980	980	980	5645 (↑)
2017	850	910	980	1015	1015	1015	5785 (↑)

- 小学校4年生以上 毎日6時間
- 1977年 年間 1015コマ(35週)
- 1コマ(45分)
- 2017年～ 年間 1015コマ
- 同じ？ 週休2日への移行
授業と授業の間の休み時間 10分→5分

② 全国学力テストによる競争の激化

(2) 教科に関する調査の結果

- 小学校は、国語、算数及び理科において、平均正答率が全国を上回っている。
- 中学校は、国語において、平均正答率が全国を上回っている。数学において、平均正答率が全国を下回っている。理科において、IRTスコアが全国を下回っている。

		小学校			中学校				中学校
		国語	算数	理科	国語	数学			理科
平均 正答率 (%)	広島県 (公立)	69	59	59	55	47	IRT スコア	広島県 (公立)	495
	全国 (公立)	66.8	58.0	57.1	54.3	48.3		全国 (公立)	503

府中町は

小学校 広島県の平均が国語が69点、算数64点

府中町はそれより各々5点多くする。

中学校 広島県の平均が国語が58点、算数52点

府中町はそれより各々3点多くする。

「令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書」

このように目標設定

県は全国平均より上をめざし、府中町はさらにその上をめざせと目標を立てる。

それは当然、町内の学校に対してプレッシャーとなる。

競争が過熱するのは当然。

③ 教員の多忙化

長時間労働が止まらず、うつ病など
精神性疾患で病休となる人が急増

公立の小中学校では平日に平均約11時間半働き
(持ち帰り残業含む)、休憩はわずか数分で、土日の
出勤もある

④ 規律で押さえつける

教育基本法が2016年に「改正」され、第6条に「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」という文言が入る。

「教育を受ける者」とは児童生徒のこと。

規律を重んじることを子どもたちの責務、義務として明記した。

府中町 痛苦の経験

2015年12月、府中緑ヶ丘中学校3年のAくんが誤った万引き記録による生徒指導が原因となり、自ら命を絶った。

発端は、2015年11月に行われた進路に関する生徒指導だった。

Aくんは第一志望が公立高、第二志望は私立高。

私立は「専願受験」を希望。

中1の時に万引きをしたという記録があり、それを理由として専願は認められなかった。

しかし、その記録は誤りだった

向台小の生活スタンダード

とうげこう 登下校のしかた

- ・歩道は一列で歩く
- ・歩いて門を出て、歩道を歩く



- ・手をあげて横断歩道を渡る
- ・大声で話さない

ばこ つか かた げた箱、ろうかの使い方

- ・上は体育袋、下はうわばき入れをフックにかける



- ・上段にはうわばき、下段には外ばきをかかとをげた箱のへりにそろえて入れる



あいさつのしかた

- ・相手の目を見て自分から気持ちのよいあいさつをする



おはようございます
ありがとうございます
しつれいします
すいません
さようなら

ろうか ある かた 廊下の歩き方

- ・静かに右側を歩く



- ・教室移動の時は、学年で一緒に並んで歩く



やす じかん す かた 休み時間の過ごし方

- ・チャイムがなったらすぐに遊びをやめて教室に入る
- ・道具は、ゆずりあって使う
- ・雨の日は教室で遊びを工夫したり読書をしたりして静かにすごす



向台小の学習スタンダード

じゅぎょう じゅんび 授業の準備

- ・休み時間に次の授業で使うものを用意する
- ・トイレ、水飲みをすませておく



しせい 姿勢

- ・背中をのぼしてすわる
- ・いすには深くこしかける



じゅぎょう はじめ おわり 授業の始めと終わり

- ・手はひざの上に置いて姿勢を正しくする
- ・あいさつをする



はつげん 発言するとき

- ・だまって手をあげる
- ・ひじと指をのぼして手をあげる
- ・名前を呼ばれるまで待つ
- ・名前を呼ばれたら「はい」と返事をする



じょうず はなしかた 上手な話し方

- ・声の大きさに気をつけて話す
- ・「～です。」「～ます。」のていねいな言葉を使う

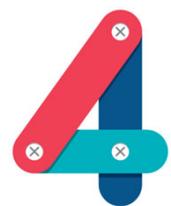


じょうず ききかた 上手な聞き方

- ・話す人の顔をしながら聞く
- ・最後まで話を聞く



西東京市向台小学校



不登校と「心の傷」

学校以外の場なら「学べる」し「学びたい」と思う不登校の子どもたちもいます。

しかし、頑張っても家から外に出られないし、勉強どころではない子どもたちもいます。

子どもたちは苦しんでいる。

私たち大人は、このことを一番に考えなくてはならない。

不登校は、心が傷つき 休息が必要な状態

不登校とは、学校や家庭あるいは社会の有害要因(ストレッサー)に晒されてできる「心の傷」による苦痛の表れであり、その苦痛に耐えかねて「心の傷」を癒すために、今日の社会においては最後の拠り所である家庭に助けを求めている状態。

広木克行 神戸大学名誉教授

子どもは「育ちなおし」の名人! 2

癒えるとは
心の傷が
不登校の



広木克行

『不登校 34.6 万人』が
意味することとは？

- わが子の不登校に直面した親が考えること…
- 学校に戻すことが、目標ではない
- 原因を探すことはどうしてダメなのか
- 『寄り添う』とはどういうことか

清風堂書店

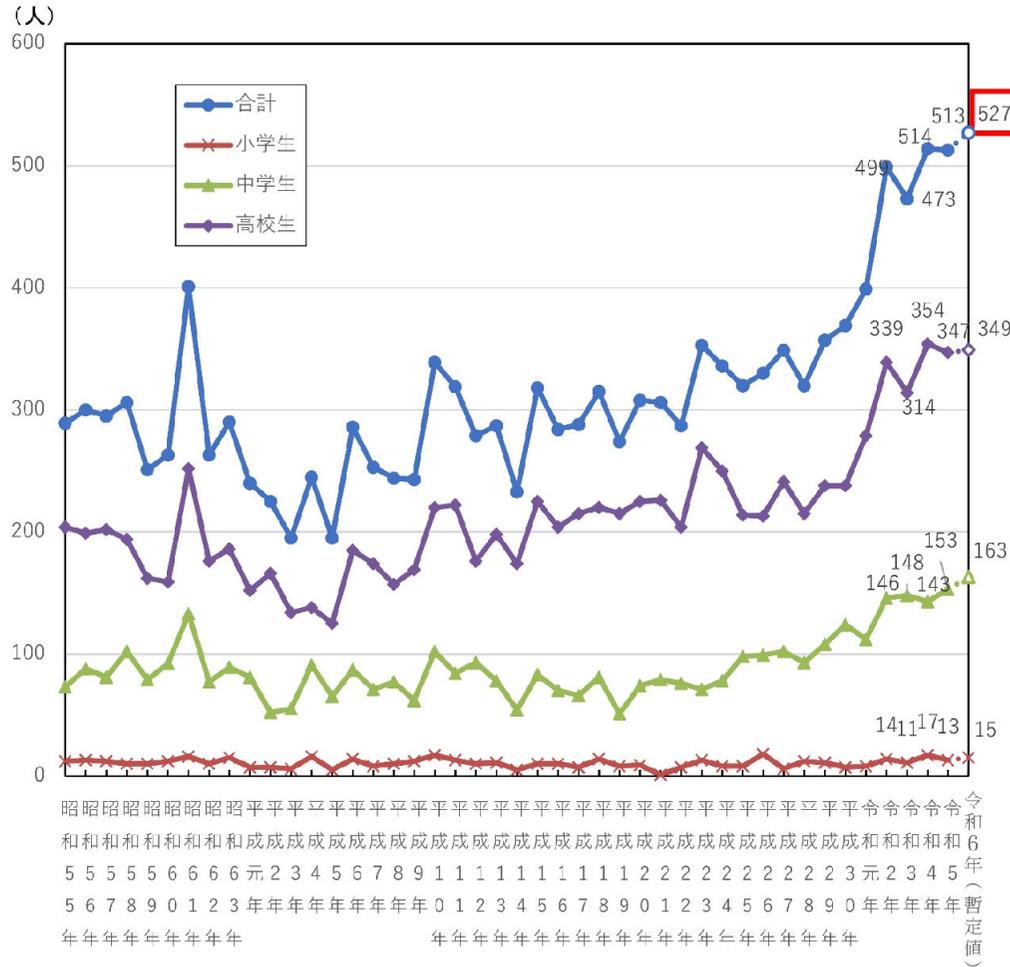
不登校は本人の怠けでも
親の甘やかしでもない

不登校と自殺

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和7年1月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年（暫定値）では527人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



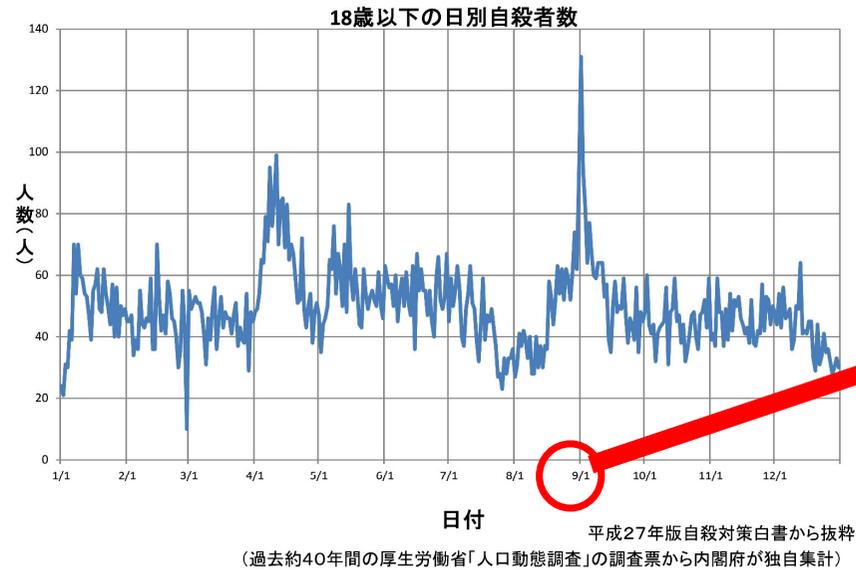
【令和5年、令和6年（暫定値）】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和5年	令和6年（暫定値）	対前年増減数（R6-R5）
合計	513人	527人	14
小学生	13人	15人	2
中学生	153人	163人	10
高校生	347人	349人	2

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

別添資料1

18歳以下の日別自殺者数



【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

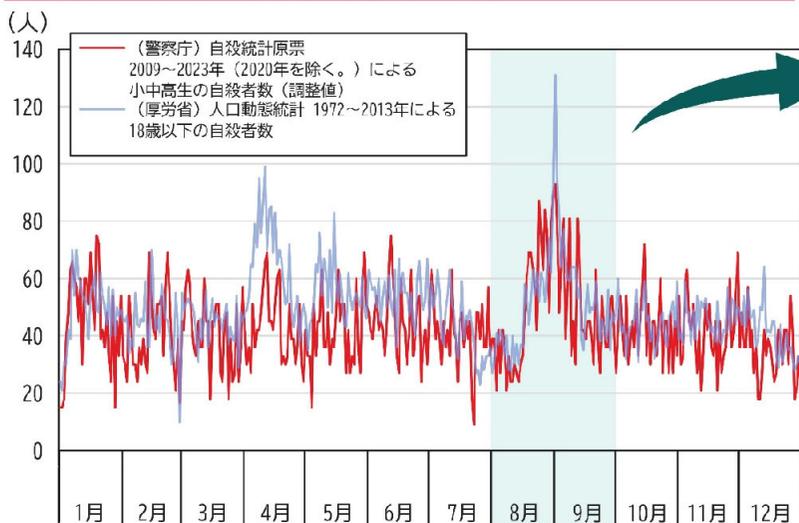
18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

第2章 こどもの自殺の状況と対策⑥ 長期休暇明けの小中高生の自殺

- 2009年以降の小中高生の自殺者数を日別で見ると、**8月後半から増加し、特に夏休み明けの9月1日に多くなっている**。過去の分析と比べ、夏休み明けの9月1日の自殺者数は減少し、春休み明け（4月上旬）の自殺者数の増加は緩やかになっている。
- 地域別にみると、「北海道・東北」の自殺者数が特に増加する時期は、「その他地域」よりも**2週間ほど早い**。北海道・東北地方については、夏休み明けが1～2週間早い傾向にあることと関連があると考えられる。

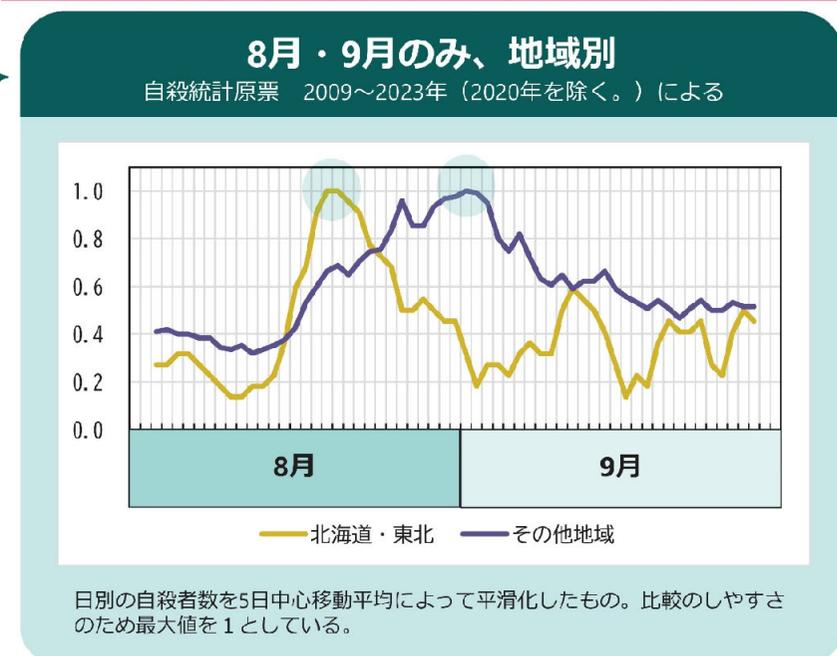
こどもの日別の自殺者の状況



※自殺統計原票は小中高生の自殺者を発見された日に、人口動態統計では18歳以下の自殺者を自殺した日に基づいて集計している。

※自殺統計原票によるデータは14年間、人口動態統計によるデータは42年間の値であるため、自殺統計原票の原数値を42/14倍等する調整を行っている。

小中高生の8月から9月にかけての自殺者の状況



子どもたちが安心できる居場所を



鎌倉市図書館

@kamakura_tosyok

...

もうすぐ二学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい。マンガもライトノベルもあるよ。一日いても誰も何も言わないよ。9月から学校へ行くくらいなら死んじゃおうと思ったら、逃げ場所に図書館も思い出してね。

午前9:11 · 2015年8月26日

図書館に届いたメール

図書館という静かな空間は、ただぼんやり静かに座っているだけでも傷ついている人にはこれほど癒される場所はない。

具体的に子どもたちを助けたりすることができなくても、風雨や暑さ、寒さから守られて、一日中そこにいても誰からも責められずに、ここにいてもいいんだよと、見守ってもらえる場所だったとしたら、大人にとっても、子供にとっても大きな救いです。

質問は、こう締めくくった

図書館は子どもの心の傷を癒やすのに最適な場所なのだと思います。当町には図書館以外にも2つの公民館、2つの児童センターがあり、「一日中そこにいても誰からも責められずに、ここにいてもいいんだよと、見守ってもらえる場所」になりうると思うのです。

「学校に行かれない」児童生徒を温かく迎え入れ、包み込む教育行政、福祉行政が進むことを期待して私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

